

## 国民健康保険料及び長寿(後期高齢者)医療保険料の特別徴収について

住民課 内線325～327

次の方は、原則として保険料が年金からの天引き（特別徴収）となります。

- 国民健康保険加入世帯のうち、加入者全員が65歳以上となる世帯の世帯主
- 長寿医療制度の加入者（75歳以上の方及び65歳以上で一定以上の障がいのある方）

年金からの天引きについては、年金額が年間18万円未満の方、介護保険料との合算保険料が、年金額

の2分の1を超えてしまう方などは対象外となります。

今年の4月から新たに年金からの天引きにより保険料を徴収される方は、4月初旬に「仮徴収の決定通知書」を送付します。

なお、年金からの天引きをやめ、金融機関の口座振替の方法に変更することもできます。変更をご希望の方は住民課へお問い合わせください。

国民年金基金  
長寿医療保険料

## 国民健康保険料の納付について

住民課 内線325～327

国民健康保険料は、加入者の皆さんが安心して暮らすための医療保険制度を支えています。

加入者の皆さんが保険医療を受けた場合、自己負担を除く分に対し、およそ50%は国や県などが負担し、残りは保険料で支えられています。

特別な事情もなく納付をしない場合、国保会計に赤字をきたすことになり、保険料の見直しなど加入

者全体に影響を及ぼします。

病気やけがを完全に予防する手立てはありません。ご自身を含め、お互いが「もしも」の場合を助け合うための保険料です。計画的な納付をお願いします。

納期内の納付が困難な場合は、分納の相談にも応じますので、必ずご連絡をお願いします。

## 国民年金基金をご存知ですか？

住民課 内線326

国民年金基金は自営業などの方が、厚生年金などに加入されている方との年金支給額の差を埋め、ゆとりある老後を過ごすことができるように、老齢基礎年金に上積みする給付を行う公的な年金制度です。

少ない掛金でも始められ、掛金は途中で増減でき、全額所得控除になります。

国民年金第1号被保険者（20歳から59歳までの自営業など他の公的年金に加入されていない方）が対象になります。ただし、国民年金の保険料を免除、猶予されている方や学生納付特例を受けている方、農業者年金に加入されている方は加入できません。

各都道府県の国民年金基金（地域型基金）または従事している業種の国民年金基金（職能型基金）に

加入することになりますが、任意で脱退することはできません。

県外に転出された場合（地域型基金加入者）、該当する事業や業務に従事しなくなった場合（職能型基金加入者）などに脱退することになります。基金を脱退した時は、一時金は出ませんが、掛金を納めていた期間に見合った年金を将来受け取ることができます。

詳しくは、神奈川県国民年金基金 ☎045-242-1907、または☎0120-65-4192へお問い合わせください。

※パンフレットは住民課にもあります。